





三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

令和5年4月号

代表 便り

国民負担率爆増!!

只今、確定申告真っ盛り(執筆3月6日)。皆様がこの記事をお読みになる頃には、もう賢者モード (笑)になっていることでしょう。

さて、昨今を賑わせているワード「国民負担率」。税務や労務に携わっている我々ですら、この推移は思ったより大きく、驚かざるを得ません。この国民負担率とは、租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率です。これが、平成 10 年頃は 35%位、現在は、約 50%!

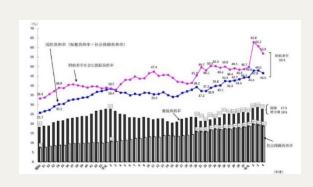
そもそも、給料から支払われる家賃や通信費、食費といったいわゆる固定費的なものは減らすことができないため、この 15%はどうしても貯蓄や遊興費から減らさざるを得ません。そりゃ不景気にもなるし、無駄にお金を使いたくない若者が増えますよね。よく失われた 30 年とか言いますが、失われたどころかマイナスの 30 年です。

でもどうやってここまで国民負担率を上げてきたのか?所得税や法人税のアップは皆さん敏感ですし、特に法人税は国際的な競争率の問題でなかなか上げにくい。ではどうやって上げていったのか?

税金の面では、各種控除が削られていったのです。昔は老年者控除(65歳以上)や子どもの扶養控除などがありましたがいつの間にか無くなり、給与所得控除や配偶者控除なども所得制限がかかり、税率自体の増税は無いものの、うまく引き上げられていたのです。今回のインボイス制度も同じです。消費税率を上げようものなら、また政権交代が起きるきっかけになりますが、一部の人しか気づけないようなあげ方をすれば、まぁそこまで反対意見もない。

また、国民負担率に一番影響があったのは、社会保険料率ですね。毎年 0.3%ずつ 15 年間増えて、合計で 5%近く上がっています。0.3%だったら、まぁいっか。の連続により大増税になっています。

こんな話をして政府がダメだという話ではないと思いますが、やはりこんなに負担率が上がる国では、将来希望がもてないというのも事実かと思います。根本的に、人口減少の日本だから税率や社会保険料率が高くなるのはしょうがない。だからこそ子供を産みたくなるような施策が必要であり、その為に、様々な!様々な!様々な!対応をしてもらいたいものです(笑)。



4月の税務

・固定資産税(都市計画税)の第1期分

納付期限… 4月中において各自治体の条例で定める日

・令和 4 年分所得税の振替納付

納付期限…4月24日(月)

・令和 4 年分消費税の振替納付

納付期限…4月27日(木)

・2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

申告期限…5月1日(月)

・8 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…5月1日(月)

本店 便り

時間外労働の割増賃金率の引き上げ!?

文責:亀田

先月ようやく確定申告の終わりを迎えました。4月になり新年度を迎え、桜の見ごろが近づいてきました。春とはいえ朝晩はまだ冷え込む日もありますので、お体には十分お気をつけください。

今回は賃金割増率の引き上げについて取り上げさせていただきます。大企業については、平成 22 年 4 月 の法改正により、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%に引き上げられました。一方、中小企業は法改正の適用が猶予されていましたが、この令和 5 年 4 月 1 日からは大企業・中小企業を問わず、25% から 50%に引き上げられます。つまり、法定労働時間が 1 日 8 時間、週 40 時間(※注)ですので、時間外労働時間が 60 時間以内は割増率 25%のままですが、60 時間超から割増率 50%になります。

(※注 一定の業種及び規模に該当する事業場においては「1日8時間、週44時間」まで可)

種 類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間等) を超えたとき	25%以上 (※1)
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき(※2)	50%以上 (※2)
休 日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深 夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1)25%を超える率とするよう努めることが必要です。(※2)中小企業については、2023年4月1日から適用となります。

賃金計算期間が月をまたぐ場合、令和5年4月1日を含む期間については、施行日である令和5年4月1日 以降の時間外労働時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外労働が、50%以上の率で計算 されます。詳しい内容は下記サイトもご参照ください。ご不明な点等ございましたら担当まで。

【参考】・東京労働局 しっかりマスター労働基準法 割増賃金編 「残業手当」「休日手当」「深夜手当」 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000501860.pdf

・厚生労働省 月 60 時間を超える法定時間外労働に対して https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/091214-1_03.pdf

インタ 店 便り

おめでとう!春日井市像

文責:大脇

こんにちは働うららかな春の陽気が続くころとなりましたが、いかがお過ごしでしょうか? 執筆時点3月中旬…まさに確定申告最後の追い上げとなり、夜食でお世話になった「ようこそサ〇ミ」 も結局アプリ会員の手続きに手間取り、会員なら手羽先が3→5本になるサービスを受けることができず終わっていきました…。ポチポチが難儀なんですよ②

さて、春日井市は昭和 18 年に東春日井郡勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村の 4 つの町村が合併して誕生し、今年 6 月 1 日に市制 80 周年を迎えるそうで、それに伴い 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、記念事業が実施されるようです。先日、本屋さんで、春日井市制 80 周年を記念して写真集が販売されるというチラシを見ましたが、瀬戸市民の私が見ても懐かしいなという写真が載っていました。それは、清水屋だったか高蔵寺ユニーだったかのアドバルーン!昔はよく見ましたよね。アドバルーンは日本発祥の風船型広告で、全盛期は昭和 30 年代だそうです。現在では高層ビル等高い建物が増えてアドバルーンが見えづらくなり広告としての効果が薄くなったのと、規制が厳しくなったようで見かけなくなりましたね。

あとは、休日には空から音声広告が流れていたのをよく覚えています。約400メートルの高度からセスナ機の側面につけた大きなスピーカーで何か流れていたなぁ…と。今ではめっきり聞かなくなりましたよね。他にも、春日井西武での、車に乗りながら観る映画も春日井市の思い出です。何を観に行ったのかはうっすらとしか思い出せませんが(ネバーエンディングストーリーだったかな)、音声が聞こえづらかったことや、車の中に広がるマク〇ナルドの匂いもいい思い出です②

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

あるアンケート結果では、「暮らしやすい」と感じている春日井市民は全体の88%に及ぶそうです。子育て・教育、整備された街並みや個性豊かな公園をはじめとして、快適に暮らすための仕組みやインフラが過不足なく揃っているところが評価されたのでは、とのことです。

市政 80 周年のテーマは「先人の歩みと、未来をつなぐ"かすがい"」。より魅力ある都市になりますように陰ながらではありますが応援しています。ちなみに…瀬戸市は市制施行 93 周年です。愛知県下 5 番目の市として誕生したんですよ。(`・∀・´)Iッハン!!

経営

2割特例について

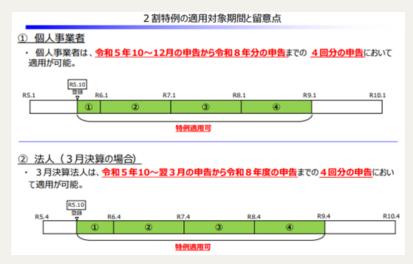
文責:水谷

情報

インボイスの改正点については以前の DR.tax でご紹介いたしましたが、今回は税額控除に関する経過措置(2 割特例)の適用対象期間と留意点をご説明させていただきます。

*適用期間

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。そのため、下図の①にある通り、免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和5年分(10~12月分のみ)の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象となります。また、下図の②にある通り、免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合には、令和6年3月決算分(10月~翌3月分のみ)から令和9年3月決算分までの計4回の申告が適用対象となります。



*留意点

一度2割特例を選択した場合、消費税の申告を行うたびに2割特例の適用を受けるかどうかの選択が可能です。ただし、申告する課税期間が2割特例の適用対象となるか否かの確認が必要となります。例えば、下図の②留意点にある通り、令和8年分の申告について、令和6年(基準期間)における課税売上高が1千万円を超える場合には、2割特例は適用できないこととなります。



【参考】· 税務通信 3741 号

・国税庁 インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf

行楽 日記

3年ぶりの里帰り

文責:能登

地元、岡山県倉敷市に約3年半ぶりに帰省しました。前回の帰省はコロナ前…社会も家族もずいぶん様変わりしました。

倉敷市といえば、「白壁の街並み 美観地区」。私の高校時代の通 学路でもありますが、今回は日帰り弾丸ツアーのため立ち寄れずまっすぐ実家へ。

今回の帰省の目的は、特別養護老人ホームに入居している祖母に 会うことと祖父のお墓参りです。



倉敷とはいえ、隅の隅に位置し、過疎化が進みきっている我が地元、景色もほとんど変化ありません。 ただ一点、約4年前の西日本豪雨の被災地でもあるため、治水工事が進んで新たな橋が完成していました。その影響で交通の便が良くなり、廃校寸前だった小学校が息を吹き返しているそうです(とはいえ全校40人足らずですが)。



以前ここは写真右奥部分が貯水池、その他は畑でした。我が家の畑も 今は水底です。

待望の祖母との面会、92 歳という高齢のため車椅子生活、認知症も進んでおり、既に私のことも覚えていませんでしたが、まだ会話ができる、そこにいてくれることに感謝!! お土産のぬいぐるみをもっている姿はとっても可愛かったです。また、祖母の様子から、施設の職員の方をとても信頼している様子も伝わってきました。祖父を老人ホームでの誤飲事故で亡くしている私たち家族には何より安心できることです。職員の皆さんにも感謝!

祖母と面会後、祖父のお墓に参り、諸々ご報告。天国でひとりぼっちの祖父ですが、もう少し1人で待っていてねとお願いし、愛知への帰路につきました。



<u>無料経営相談実施</u>中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

2023 年 4 月開催スケジュール(要予約)

4月 5日(水) 10~12時

4月 6日(木) 13~17時

4月11日(火) 18~20時

ご予約電話番号 0120-974-830

GW期間中の休業日のお知らせ

4月29日(土・祝)、30日(日)、および5月3日(水・祝)~7日(日)

(5月1日(月)・2日(火)、および 5月8日(月)~は通常営業いたします。) 皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、 ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

三上税理士法人

■本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info